

消費者安全確保地域協議会のこれまでと今後 高齢者や障がい者等、脆弱な消費者の消費者被害の未然防止

安心して住みやすい地域の創出に向けて

加齢や疾病等により判断能力が低下した消費者が狙われる悪質商法が後を絶たない。人の心理に巧みにつけ込んでくるから個人で防ぐことは困難である。こうした消費者被害を未然に防ぐために、消費者庁は地域で見守る体制づくりの重要性を訴えてきた。ここでは、その体制について述べてい

「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」（以下「地域協議会」という。）という見守りの体制を組織できることが規定された消費者安全法（平成21年法律第50号）の改正から9年が経過した。この間、地域協議会の設置自治体件数は、2017年3月末の36件から今年8月末時点で466件になった。民生委員や福祉関係者、さらには民間事業者などの多様な担い手による「地域での見守り活動」の重要性を、多くの自治体に理解していただいた結果である。

一方で、地域協議会が未設置の自治体も依然として多い。設置を阻害している要因として、福祉部局との連携の困難さや人員不足、時間的余裕及び予算がないという声を聞く。自治体によっては地域の担い手を確保できないといった実情もあるのだろう。

地域協議会の設置という、多様な担い

手と連携しなければいけないと思い「しっかりと」とした協議体を組織しようと腐心する自治体もあるかもしれない。しかし、地域協議会は、あくまで、どのような消費者でも安心して住みやすい地域づくりを目指すものである。つくるべきことが目的ではない。構成員や団体の数ではなく、実効性のある関係性をつくることが重要である。

弁護士で東京経済大学教授の村千鶴子さんは、消費者庁が開催した講演で「見守りネットワークは高齢者の暮らしを監視する体制ではない。見守る人と見守られる人を分けるべきものでもない。地域における人と人との触れ合いを取り戻すもの、お互い様の姿勢、助け合うこと、地域社会での人の交流の機会を増やすこと」と説明されていた。これから地域協議会を設置する自治体にとつての視座のひとつになる考え方ではないだろうか。

もうひとつ重要な視点がある。すでに地域協議会が存在し、見守りの担い手となっている消費生活協力員の方々もいずれは高齢となり、第一線を退く日がくるだろう。見守る人が見守られる側に回ることになるかもしれない。こうしたことから、次世代の見守りの担い手となる消費生活協力員・協力団体の養成も考えていく必要がある。村千鶴子さんは見守りの担い手について「特別なスキルはいらない」と述べている。普段のあい

さつや気軽なおしゃべりに、周囲への気配りや注意力、そして社会への関心などがあれば立派な担い手になれるだろう。

消費者庁地方協力課と徳島県にある新未来創造戦略本部では、地域協議会の設置や運用において優良又は先進的な取組を実践している自治体についてヒアリングをしている。最新の情報を、WEBサイトに掲載していくのでご覧いただきたい。

高齢者や障がい者等の脆弱な消費者の弱みにつけ込んで、大切な資産を奪い取る悪質商法は今後も増えるだろう。地域で見守る体制づくりが安心して住みやすい地域の創出につながると確信している。

田中 浩（たなか・ひろし）
消費者庁地方協力課

消費者安全確保地域協議会 設置数の推移

年 月	設置自治体数	増加数	前年比 (%)
2017年3月末	36	—	—
2018年3月末	89	53	247
2019年3月末	209	120	234
2020年3月末	265	56	127
2021年3月末	327	62	123
2022年3月末	380	53	116
2023年3月末	446	66	117
2023年8月末	466	20	—